



医療・福祉業の平均給与、前年同月比2.6%増  
～厚労省の毎月勤労統計調査～

◆9月4日厚労省は、約33,000の事業所を対象に、賃金や労働時間、雇用の変動を調査した結果を「毎月勤労統計調査（2015年7月分）結果速報」として公表しました。これによると、月間の平均現金給与額は、産業全体では2か月ぶりに増加して367,551円（前年比0.6%増）となり、医療・福祉業では322,747円（同2.6%増）でした。

医療・福祉業の現金給与総額の内訳では、定期給与が250,283円（同1.5%増）、特別給与（賞与、一時金等）は72,464円（同6.7%増）でした。また産業全体では定期給与は260,459円（同0.6%増）と、2005年11月（同0.6%増）以来の高い伸び率で、特別給与は107,092円（同0.3%増）でした。産業全体と比較すると、医療・福祉業では比較的高い伸び率を示している一方、所定外給与は減少傾向にあることがわかります。（右表参照）

また月間の総実労働時間は、医療・福祉業では140.5時間（同0.5%減）で、うち所定外労働は4.9時間（同6.9%減）、産業全体では150.5時間（同0.1%減）で、このうち所定外労働は10.9時間（同0.7%減）でした。（参考：厚労省HP／朝日新聞）

【毎月勤労統計調査】

☆賃金、労働時間及び雇用の変動を明らかにすることを目的に厚労省が実施する調査。常用労働者5人以上の事業所を対象として毎月実施する。全国調査及び都道府県別に実施する地方調査のほか、常用労働者1～4人の事業所を対象として年1回7月分について特別調査を実施している。

【現金給与額】

☆基本給などの“決まって支給する給与”（定期給与）と“特別に支払われた給与”（特別給与）の合計額で、月間現金給与額は1か月あたりの額。

《月間現金給与額の統計表》

	産業全体	医療・福祉業
定期給与【基本給等】	260,459円 (前年比+0.6%)	250,283円 (+1.5%)
所定外給与(内数)	19,476円 (+0.6%)	13,277円 (△8.1%)
特別給与【賞与等】	107,092円 (+0.3%)	72,464円 (+6.7%)
総実労働時間	150.5時間 (△0.1%)	140.5時間 (△0.5%)
所定外労働(内数)	10.9時間 (△0.2%)	4.9時間 (△6.9%)
出勤日数	19.5日 (△0.1日)	19.0日 (△0.2日)

厚労省、28年度税制改正要望公表  
～社福への寄附の税制拡充など～

◆8月31日、厚労省は財務省に対して「2016年度税制改正要望」を提出し、これを公表しました。「介護・社会福祉」の分野では、

○サ高住に係る割増償却の延長〔所得税・法人税〕

○障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置

〔所得税・消費税・法人税・登録免許税等〕

などが盛り込まれました。年末から年明けにかけて財務省がまとめる「税制改正大綱」に、これら要望の一部が反映される見通しです。

また「子ども・子育て」の分野では、

○子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設

〔所得税・個人住民税〕

⇒ベビーシッターの費用を特定支出控除の対象に

○保育所等を経営する社会福祉法人に係る寄附税制の拡充

〔所得税〕

⇒保育所、児童養護施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業等を経営する社会福祉法人への寄附について所得控除限度額を総所得の40%から50%へ引き上げなどが記載されており、子育て家庭への支援によって、女性の仕事と家庭の両立を支援する税制措置の創設などが目玉になっています。詳しくは厚労省HPをご参照ください。

（参考：厚労省HPほか）

新制度の処遇改善等加算の取扱い  
～8月28日付け事務連絡～

◆内閣府・文科省・厚労省は8月28日、新制度における処遇改善等加算の取扱いに関する事務連絡を、各都道府県に向けて発出しました。

この中では処遇改善等加算の基本的な考え方の他、賃金改善のモデルケースやQ&Aが示されており、保育所関係者や会計事務所の専担者にとっては重要な内容になっています。

当法人HPの会員専用ページには、間もなくアップいたしますので、ご参照ください。

【事務連絡に記載されたポイント】

- ◎処遇改善は、賞与や一時金ではなく、可能な限り月例給与に上乗せ（＝給与表の改定）によることが望ましいこと
- ◎賃金改善額、基準年度（通常は平成24年度）の賃金水準に人事院勧告による改定を加えた水準を基礎として、それ以上の改善を行うこと
- ◎社会保険料率の改定等による法人負担の増加分は処遇改善に当たらないこと
- ◎職員の平均勤続年数の増加に伴う処遇改善等加算基礎分の増加分は、適切に職員処遇に反映させるべきこと など